

日本スキーパトロール協議会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本スキーパトロール協議会という。

(欧文でJapan Ski Patrol Associationとし、略称"JSPA" ("ジャスパ"と読む) を用いる)

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、公益財団法人全日本スキー連盟（以下SAJ）の安全対策事業に積極的な理解と協力を努め、スキー傷害の防止と安全対策の普及振興に寄与することを目的とする。

(事 務 局)

第3条 本会に事務局を置く。事務局所在地は、会計委員長の居住地とする。

2 事務局の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 会員相互の親睦並びにパトロール技術、知識の向上に関すること。

(2) SAJの安全対策事業への協力に関すること。

(3) 会報作成並びにネームプレート等の作製に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は、SAJ公認スキーパトロール又はドクターパトロールの有資格者であって、本会の趣旨に賛同し、別に定める入会金及び年会費を納入した者。

2 前項以外で、医療関係の有資格者、赤十字関連の有資格者、各都道府県スキー連盟が認定したパトロール（通称県パト）及び元公認パトロール等、雪上安全に関心があり、本会の趣旨に賛同し、別に定める入会金及び年会費を納入した者。

(賛助会員)

3 本会の趣旨に賛同し、本会の目的達成のために協力することを希望し、別に定める入会金及び協賛金を納入した個人、法人及び団体を賛助会員とする。賛助会員の権利、義務は会員のそれに準ずる

4 年会費を続けて3年間未納となった場合は退会とみなすことができる。

(終身会員)

第6条 第5条で定める個人会員で60歳以上の者が別に定める終身会費を納入した者。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 副 理 事 長 | 1名 |
| (5) 理 事 (常任理事を含む) | 若干名 |
| (6) 事 務 局 長 (常任理事) | 1名 |
| (7) 会 計 委 員 長 (常任理事) | 1名 |
| (8) 監 事 | 2名 |
| (9) 地 区 幹 事 | 若干名 |

2 役員改選期における次期会長は、役員改選期における現理事会の推薦により、総会において承認する。

3 副会長、理事長、副理事長、理事、常任理事、事務局長、会計委員長及び監事は、会長が指名し、総会の承認を受ける。

4 地区幹事は、各地区会員の推薦により、会長が任命する。

(任 期)

第8条 役員の任期は、2年とする。

2 役員は再任をさまたげない。

3 役員に欠員を生じた場合は、次期総会において補欠役員を承認し、その任期は前任者の任期の残余期間とする。

(任 務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 理事長は、理事会、常任理事会、地区幹事会を統括し、会務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その任務を代行する。
- 5 事務局長は理事長の命により本会の事務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。
- 7 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の決定に従い会務を処理する。
- 8 会計委員長は、本会の会計処理を担当する。
- 9 監事は、本会の業務並びに会計を監査する。
- 10 地区幹事は、都道府県会員の代表として本会の業務遂行に協力する。

(名誉顧問、顧問、アドバイザー、参与、会友)

第10条 本会に、名誉顧問、顧問、アドバイザー、参与及び会友を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、SAJ安全対策担当理事及びSAJ安全対策部専門委員より選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会に対する特別な功労者及び会長経験者から理事会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 4 アドバイザーは、名誉顧問またはSAJ安全対策部専門委員経験者で、本会に対して特別な功労があった者を理事会で推薦し、会長が委嘱する。アドバイザーは会長及び理事会の諮問に応ずる。
- 5 参与は、本会に対する功労者及び学識経験者を理事会で推薦し、会長が委嘱する。参与は理事会の諮問に応ずる。
- 6 会友は、役員（地区幹事を除く）及び事務局経験者を理事会で推薦し、会長が委嘱する。会友は、地区幹事と連携しブロック及び地区の発展に寄与すると共に理事会の諮問に応ずる。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 常任理事会
- (3) 理 事 会
- (4) 地区幹事会

2 総会、理事会においては議事録を作成し、出席者の過半数以上から指名された議事録署名人2名が署名し、事務局に保管する。

(総 会)

第12条 総会は、本会の最高決議機関であり、毎年1回以上会長が必要に応じ招集し、議長は出席会員の中から選出する。

2 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算の承認に関する事
- (2) 役員の任免に関する事
- (3) 本規約の改訂に関する事
- (4) 理事会における決議事項の承認、その他必要な事項に関する事

3 総会の議事は、委任状を含む出席会員の過半数でこれを決し、賛否同数のときは、議長が決定する。

(理 事 会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事、常任理事で構成する。必要により会長の認めた者を加えることができる。

- 2 理事会は、会長が随時招集し、理事長が議長となる。
- 3 理事会において処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会への提案事項
- (2) 規約の改廃案の決議
- (3) 内規の改廃
- (4) 会員の入退会の承認
- (5) 会長の推薦
- (6) その他理事長が必要と認めた事項

4 理事会は、随時招集することができる。

5 議事は理事会構成員の3分の2以上の賛成で決する。

(常任理事会)

第14条 常任理事会は、会長、理事長、事務局長、常任理事をもって構成し、必要により副会長を加えることとする。

- 2 常任理事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 常任理事会において処理する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会、理事会の決議事項の処理
 - (2) その他、本会の運営に関し会長が必要と認めた事項の処理

(地区幹事会)

第15条 地区幹事会は、会長、理事長、事務局長、会計委員長及び地区幹事で構成する。

- 2 地区幹事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。
- 3 地区幹事会において処理する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事長、事務局長、会計委員長からの要望、各地区からの提案、報告の処理
 - (2) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事務の処理
- 4 地区幹事会が開催できない場合は、文書により要望、提案、報告を行い、審議にかえることができる。
- 5 地区、ブロックに関する事項は別に定める。

第 4 章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、入会金、年会費、協賛金、終身会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(資産の管理)

第17条 本会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第 5 章 補 則

(解 散)

第19条 本会は、会員現在数の3分の2以上の同意がなければ解散することはできない。

附 則

施行	昭和 46年 7月	4日
改訂	昭和 52年 4月	28日
改訂	昭和 54年 6月	23日
改訂	昭和 62年 9月	12日
改訂	昭和 63年 5月	21日
改訂	平成 7年 9月	23日
改訂	平成 9年 10月	18日
改訂	平成 10年 9月	6日
改訂	平成 11年 9月	4日
改訂	平成 15年 7月	12日
改訂	平成 27年 7月	11日
改訂	平成 29年 8月	26日
改訂	2020年 9月	4日